

鹿沼市花木センター条例施行規則 (昭和 50 年 1 月 10 日規則第 2 号)

最終改正:令和 3 年 12 月 21 日規則第 45 号

改正内容:令和 3 年 12 月 21 日規則第 45 号 [令和 4 年 4 月 1 日]

○鹿沼市花木センター条例施行規則

昭和 50 年 1 月 10 日規則第 2 号

改正

昭和 53 年 10 月 6 日規則第 29 号

平成 17 年 9 月 30 日規則第 23 号

平成 30 年 6 月 26 日規則第 17 号

平成 31 年 2 月 20 日規則第 6 号

令和 3 年 7 月 28 日規則第 36 号

令和 3 年 12 月 21 日規則第 45 号

鹿沼市花木センター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鹿沼市花木センター条例（昭和 49 年鹿沼市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 13 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 鹿沼市花木センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

2 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項に規定する開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条 センターの各施設（観光いちご園を除く。）の休館日は、次のとおりとする。

(1) 木曜日（3 月 1 日から 6 月 30 日までを除く。）。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

(2) 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

2 センターの観光いちご園の休館日は、各年度において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が別に定める。

3 指定管理者は、前 2 項の規定にかかわらず、センターの管理上特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時にセンターの各施設を休館し、又は休館日を変更することができる。

(指定管理者)

第 4 条 市長は、条例第 3 条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせるときは、予算の範囲内において指定管理料を支払うものとする。

(利用許可の申請)

第 5 条 条例第 4 条第 1 項の規定により許可を受けようとする者は、花木センター利用許可申請書（様式第 1 号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、こどもの遊び場の利用については、利用券の購入により代えることができる。

2 指定管理者は、センターの利用を許可したときは、花木センター利用許可書（様式第 2 号）を前項の申請者に交付するものとする。ただし、こどもの遊び場については、利用券をもって花木センター利用許可書に代えることができる。

(障害者の範囲)

第 6 条 条例別表の 9 の備考第 1 項に規定する障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者であって規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者

(2) 療育手帳制度について（昭和 48 年 9 月 27 日付け厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）による療育手帳に知的障害者として記載されている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(利用料金の減免申請)

第 7 条 条例第 10 条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、花木センター利用料金減免申請書（様式第 3 号）を指定管理者に提出しなければならない。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 53 年 10 月 6 日規則第 29 号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 17 年 9 月 30 日規則第 23 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条の規定は、平成 17 年 12 月 29 日から施行する。

(経過措置)

9 この規則の施行前にこの規則による改正前の鹿沼市花木センター条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成 30 年 6 月 26 日規則第 17 号)

この規則は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 2 月 20 日規則第 6 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 7 月 28 日規則第 36 号)

この規則は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 12 月 21 日規則第 45 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

花木センター利用許可申請書

年 月 日

指定管理者 宛

住所  
申請者 氏名 印

花木センターの施設を利用したいので、次のとおり申請します。

利用目的		利用予定 人員	人
利用日時	年 月 日 午前 時から 午後	年 月 日 午前 時から 午後	時まで
利用施設			
利用責任者	住所		
	氏名	連絡先	局 番
備考			

花木センター利用許可書

年 月 日

様

指定管理者

印

年 月 日付で申請のあった花木センターの施設の利用については、次のとおり許可します。

利用目的			利用予定 人	人	
利用日時	年 月 日 午前 時から 午後		年 月 日 午前 時まで 午後		
利用施設					
利用料金	規 定 利用料金		減 免 額		差 引 納 付 額
		円		円	円
許可条件					

花木センター利用料金減免申請書

年 月 日

指定管理者 宛

住 所  
申請者  
氏 名 印

花木センターの利用料金について、次のとおり減免を受けたいので申請します。

利 用 施 設	
減 免 申 請 額	円
減 免 申 請 理 由	